三介発第　４４５　号

令和 ２ 年 ３ 月２５日

介護支援専門員　　各位

三沢市福祉部介護福祉課長

居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の取り扱いの見直しについて

日頃、当市の福祉行政にご協力いただきありがとうございます。

平成30年7月に、厚労省課長通知により、介護保険住宅改修における見積りの複数徴取の方針が示され、これを受けて当市では三社分の見積りの徴取と提出をお願いしてきたところです。

平成30年度後半から令和元年度までの取り組み状況を踏まえ、事務の効率化や介護給付適正化の効果等を考慮し、以下のとおり見直しを行うこととしましたので、今後、該当する事案の申請にあたっては留意いただきますようお願いいたします。

記

１．**施工総額が１０万円に満たないものである場合**、見積りの提出を１社のみで可とする特例を設けます。

２．前項に該当し、見積りの提出が１社となる場合、利用者に見積書の複数徴取を説明したことを証する書類を申請書に添付して下さい。（下記様式を参考のこと）

**「工事見積書の複数徴取に係る確認書」**（参考様式）・・・別添のとおり

３．この特例による申請にあたって以下の条件を付すものとします。

①：同一申請者が同一施工業者に発注するものとして、この特例により申請できる回数は**１回**を限度とする。

②：総額１０万円を超える工事を１０万円以下に分割して、この特例の適用を受けることは認めない。

③：上記②に抵触すると市が判断する場合、当該申請を却下する。

４．適用月日：**令和２年４月１日**から

５．その他：この場合においても、昨年、厚労省より示されました「住宅改修の標準見積様式」を使用して見積りの作成依頼をしてください。

《問合せ先》三沢市福祉部介護福祉課　担当　福田　Tel：0176-51-8773／Fax：0176-53-2266